

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 村上 浩司

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6QGR1TD00020		6RMU1A10002 0001					
品名 または 件名							
松山（8）エレベーター保守点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
松山駐業				管理科 営繕班			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
藤田事務官（317）				令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊 事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年3月18日（水）10時00分 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」における等級D等級以上に格付けされており、四国地域の参加資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (8) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会計法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再正手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又イに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 適用する契約条項等及び示す場所

- (1) 駐屯地用標準契約書の下記の条項を適用する。

ア 基本契約条項：役務請負契約条項

イ 特約条項：談合の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

- (2) 入札資料等は、下記に示す期間、第358会計隊 契約班窓口において配布する。

令和8年2月27日(金)～令和8年3月17日(火)

(土・日曜、祝日を除く0900～1600)

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には見積もった金額の110分の100を記載してください。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札、入札者が識別しがたい入札は無効とする。
- (2) 不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合をなした者の入札
- (3) 他人の入札参加を妨害した者の入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態があった場合
- (5) その他、入札に関する条項に違反した入札

- 5 契約書
100万円以上は作成する。契約書記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- 6 落札に関する事項
- (1) 落札決定
入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、直ちにくじにより落札者を決定する。
- (2) 違約金
落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収します。
- 7 代金の支払
代金の支払については履行終了後検査合格後、正当な請求書受理後、30日以内に支払う。
- 8 その他
- (1) 入札参加希望者は、参加希望の旨を令和8年3月17日（火）17時までに下記問い合わせ先へ連絡するとともに、資格審査結果通知書(写)及び入札参加受付票を事前に提出して下さい。（FAX送付可）
- (2) 郵便による入札については、令和8年2月17日（火）17時担当者到着分までを有効とします。なお、郵便入札の場合必ず便着の確認（連絡先（8）参照）をお願いします。
- (3) 入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (4) 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めません。
- (5) 代表者以外での入札については、入札日に委任状を持参してください。
- (6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊事務所にて閲覧するか中部方面隊HP調達情報、中部方面会計隊入札公告・結果、心得・契約書を閲覧して下さい。
- (8) 入札に関する問い合わせ先
〒791-0245
愛媛県松山市南梅本町乙115 陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊 担当：^{タダ}多田
TEL：089-975-0911（内線347）
FAX：089-975-0099（直通）
- (9) 仕様内容、現地確認に関する問い合わせ先
松山駐屯地業務隊管理科 ^{フジタ}藤田（内線317）



本公告は、陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊
及び陸上自衛隊中部方面隊ホームページに掲示

入札参加受付票

分任契約担当官陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 殿

- 1 入札件名：松山（8）エレベーター保守点検
- 2 入札日時：令和8年3月18日（水）10時00分
- 3 入札場所：陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊 入札室
- 4 入札参加希望業者等
会社名、住所、代表者名、連絡先等

電話番号： _____

FAX番号： _____

担当者氏名等： _____

- 5 入札参加方法（該当欄に○印を）

持参	郵送

松山（8）エレベーター保守点検

松山駐屯地業務隊

件名	松山（8）エレベーター保守点検					図面番号	1 / 8
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	工事企画	管財		担当
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊管理科営繕班				作成年月		令和8年2月	

仕 様 書

- 1 作業件名 松山（8）エレベーター保守点検
- 2 実施場所 愛媛県松山市南梅本町乙115 陸上自衛隊松山駐屯地内87号隊舎
- 3 実施期間 契約締結日～令和9年3月31日
- 4 実施概要 本作業は松山駐屯地87号隊舎に設置されているエレベーター設備の保守を実施するものである。
- 5 適用基準 本作業は、仕様書・図面によるほか建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づき実施すること。
- 6 一般事項
- (1) 本作業に先立ち監督官と十分調整し部隊側の示す注意事項を厳守する。
 - (2) 本作業に当たり、保守に関する諸法規を厳守し円滑な進捗を図ると共に諸法規の運用適用は、請負業者の負担にて実施すること。
 - (3) 本作業において仕様書及び図面に記載なき事項とも技術上施工すべきことは、請負業者において実施すること。
 - (4) 本作業において作業上疑義を生じた場合又は、図面と仕様書との内容に相違ある場合や明示のない場合はすべて監督官と協議しなければならない。ただし軽微なものについては監督官の指示に従うこと。
 - (5) 請負者は、作業実施に先立ち、監督官と協議のうえ作業工程表を作成し監督官に提出する事とした了承を得たのち作業を実施する。
 - (6) 作業は、すべて丁寧かつ確実に実施すること。
 - (7) 本作業により既設部分に損傷等を与えた場合は直ちに監督官に報告すると共に請負業者の負担において速やかに原形に復旧するものとする。
 - (8) 請負業者は、監督官の指示する様式により作業の進捗状況等、その他監督官の要求する報告書及び監督官と協議した事項について記録し、監督官に提出しなければならない。
 - (9) 請負者は、作業の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示する箇所とする。また、写真は作業完了後速やかにA4アルバムに整理のうえ提出すること。
 - (10) 作業実施に際し、請負者は作業条件等を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検等確実に実施すること。
 - (11) 本作業場所での風紀、衛生、火気等については十分注意を払い、常に整理整頓を行うと共に事故防止に努めるなど請負者の責任において実施するものとする。
 - (12) 本作業による車両、従事者、器材の出入等のため本作業場所及び周辺施設へ支障を来すことのないように十分に配慮すると共に事前に監督官と調整しその指示に従うこと。

- 7 特記事項
- (1) 作業は毎月行うものとする。また、年間の作業工程表を作成し、作業日時等に変更がある場合は一週間前までに監督官と調整するものとする。
 - (2) 機器・装置等の点検を実施し必要に応じて給油・調整・清掃等を実施するものとする。
 - (3) 保守の際に異常・故障等を発見した場合は直ちに監督官に報告すると共に報告書を提出すること。また、保守完了後結果報告書及び監督官が指示した書類を作成し提出すること。
 - 作業工程表 1部
 - エレベーター作業報告書 1部
 - 作業写真 1部
 - 法令に基づく定期検査報告書 1部
 - その他指示された事項 1部
 - (4) 故障・事故等緊急を要する場合は通報により技術者を至急現地に派遣し、迅速に適切な処置を行うものとする。そのため24時間契約期間内緊急時に対応できるよう安全管理及び連絡体制を十分に整えておくと共に関係者に周知徹底を図るものとする。

8 エレベーター仕様

用途・型式	普及形乗用 P11-CO-60
制御方式	可変電圧可変周波数制御方式
操作方式	セレクトレブコレクティブ
積載量	750kg 定員11名
速度	60m/min
停止箇所	1～6階 計6箇所
動力用電源	三相交流 210V
照明用電源	単相交流 100V
巻上電動機	4.6KW PMF011S-J
かご内法	間口1400mm×奥行1350mm
出入口	間口 800mm×高さ2100mm
戸形式	二枚戸両引き式
地震時管制運転	有（EERS）・S波感知式
保全カバー	ゴム磁石付カーペット・H=1800mm
乗場・かご・窓付戸	なし
かご室壁	化粧鋼板
かご室天井	製造者規格標準形・アクリグローブ照明
三方枠	全階：大枠・ステンレスヘアライン仕上
乗場戸	全階：鋼板塗装仕上
付加装置	火災時管制運転（FER）付
	停電時自動着床装置（MELD）付
	高調波低減対策（リアクトル）付
その他	かご床マット付
	かご室キックプレート付
	乗場表示ボタンプレートはSUSヘアライン
	かご操作盤プレートはSUSヘアライン

件名	松山（8）エレベーター保守点検		
図面名称	仕様書 1		
縮尺	—————	図面番号	2 / 8
松山駐屯地業務隊管理科			

9 保守内容 保守内容は次のとおりとする。

(1) 共通事項

箇所	機器名	点検内容	
かごまわり	かご上	○かご上各機器の作動状況 ○かご上各機器劣化・損傷の有無 かご上各安全スイッチ作動状態	
	かご戸まわり	○かごの戸取付状態 ○かごドアハンガー取付・作動状態 ○かごドアハンガー劣化・損傷の有無 ○戸閉連動機構取付・作動状態 ○戸閉連動機構劣化・損傷の有無 ○かごドア制御・駆動機器取付・作動状態 ○かごドア制御・駆動機器劣化・損傷の有無 ○かごドア関連安全装置取付・作動状態 ○かごドア関連安全装置劣化・損傷の有無 ○かご戸と乗場戸連動状態	
	かご上ステーション	○各安全スイッチ取付・作動状態 ○ステーション内各機器作動状態 ○ステーション内各機器劣化・損傷の状態	
	着床装置	○着床リレー作動状態	
	非常止め装置	○非常止め装置取付・作動状態 ○非常止め装置劣化・損傷の有無 ○非常止めスイッチ作動状態	
	ガイドシュー (ガイドローラ)	○ガイドシュー(ガイドローラ)取付・作動状態 ○ガイドシュー(ガイドローラ)劣化・損傷の有無	
	吊り車	○綱車劣化・損傷の有無 ○吊り車回転状態	
	給油器	○給油器取付・作動状態 ○給油器劣化・損傷の有無 ○給油器の油量	
	その他機器	○かご室ファン取付・作動状態 ○移動ケーブル取付状態 ○かご室組立構成機器取付状態 ○かご室組立構成機器劣化・損傷の状態	
	昇降路	昇降路	○昇降路周壁劣化・損傷の有無
		制御盤	○制御盤固定状態 ○制御盤扉閉閉状態 ○制御盤本体劣化・損傷の有無 ○接触器作動状態 ○各回路絶縁状態 ○その他機器作動状況 ○その他機器劣化・損傷の有無
巻上電動機 巻上機		○巻上機運転状態 ○巻上電動機回転状態 ○エンコーダ回転状態 ○電磁ブレーキ作動状態 ○巻上機綱車劣化・損傷の有無 ○巻上機回り各機器取付状態 ○巻上機回り各機器劣化・損傷の有無 ○巻上機油劣化・油漏れの有無 ○巻上電動機絶縁状態	

箇所	機器名	点検内容
昇降路	調速機	○調速機運転状態 ○調速機作動速度 ○調速機回り各スイッチ作動状態 ○調速機取付状態 ○各給油部の給油状態
	終点スイッチ	○終点スイッチ作動状態
	ガイドレール	○レール劣化・損傷の有無 ○レール取付状態
	つり合おもり	○つり合いおもり組立取付状態 ○つり合いおもり劣化・損傷の有無 ○ガイドシュー取付・作動状態 ○ガイドシュー損傷の有無
	吊り車	○吊り車回転状態 ○吊り車劣化・損傷の有無
	ロープ	○メインロープ劣化・損傷の有無 ○ガバナロープ劣化・損傷の有無 ○メインロープソケット劣化・損傷の有無 ○メインロープ取付状態 ○ガバナロープ取付状態
	着床装置プレート	○プレート劣化・損傷の有無 ○プレート取付状態
	移動ケーブル	○ケーブル動特性 ○ケーブル劣化・損傷の有無 ○ケーブル取付状態
	乗場戸まわり	○乗場戸自閉機能作動状態 ○乗場戸取付状態 ○乗場ドアハンガー取付・作動状態 ○乗場ドアハンガー劣化・損傷の有無 ○乗場ドア関連安全装置取付・作動状態 ○乗場ドア関連安全装置劣化・損傷の有無 ○乗場戸とかご戸の連動状態
	はかり装置	○はかり装置取付・作動状態 ○センサ部劣化・損傷の有無
その他機器	○その他昇降路機器取付状態	
ピット	ピット	○ピット周壁の劣化・損傷の有無 ○ピット漏水の有無、汚損状態
	緩衝器	○緩衝器劣化・損傷の有無 ○緩衝器台劣化・損傷の有無 ○緩衝器取付状態
	張り車	○張り車劣化・損傷の有無 ○張り車取付・回転状態
	冠水検出センサ	○センサ作動状態 ○管制運転動作異常の有無

件名	松山(8)エレベーター保守点検		
図面名称	仕様書 2		
縮尺	—	図面番号	3 / 8
松山駐屯地業務隊管理科			

1 1 検査 本作業は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。

箇所	機器名	点検内容
かご室 乗場	かご	○かご運転状態 ○全自動戸開閉状態 ○停電灯点灯状態 ○かご内表示器作動状態 ○かご釦作動状態 ○かご釦劣化・損傷の有無
	照明・意匠	○かご室機器損傷・変形の有無 ○各銘板取付・汚損の有無 ○かご室照明点灯状態
	かご内操作盤	○かご内操作盤カバー取付状態 ○かご内操作盤各スイッチ作動状態
	外部連絡装置	○外部連絡装置作動状態
	乗場	○全自動戸開閉状態 ○乗場釦作動状態 ○乗場釦劣化・損傷の有無 ○乗場表示器作動状態

(2) 遠隔監視を行う際は次の保守項目を追加実施する。

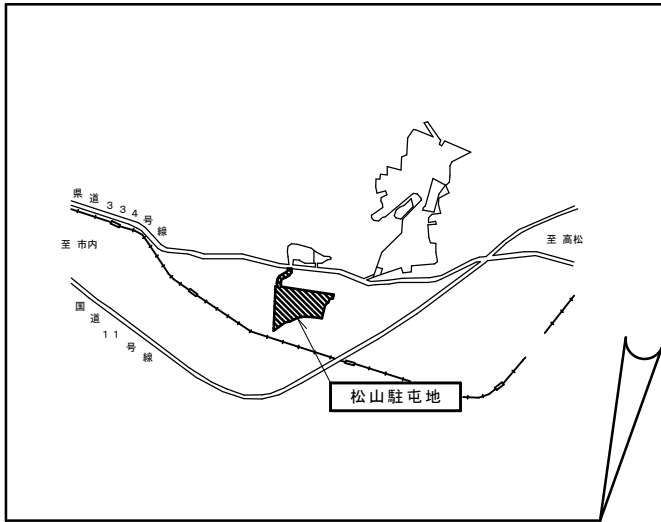
点検項目	点検内容	
運転機能点検	運転性能点検	異常音・加減速等
	ブレーキ性能点検	静トルク・動トルク
	戸開閉点検	開閉時間・制御スイッチ動作点
	非常用動力バッテリー点検	電圧劣化
	かご制御機器機能点検	制御速度・フロア検出・非常停止
	外部連絡装置機能点検	インターホン音圧レベル
管制運転機能点検	積載質量検出センサー点検	最上階・最下階秤装置出力
	地震時管制運転機能点検	擬似信号により各管制運転機能を強制的に動作させ、管制運転時のエレベータの動作の良否を点検する。
	火災時管制運転機能点検	
	停電時管制運転機能点検	

(3) 遠隔監視を使用する際は請負者の負担で実施する。

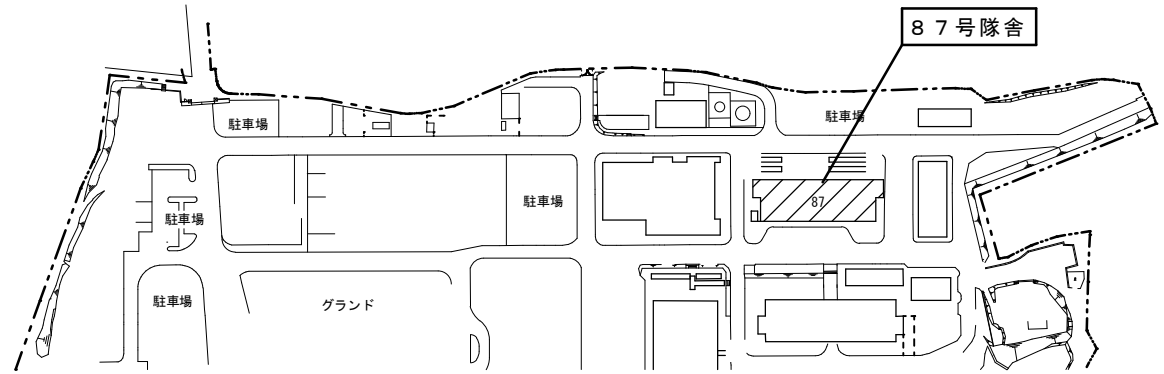
1 0 保守に必要な消耗品類は次のとおりとする。なお、交換・補充等については請負者の負担とする。

部品名	
制御盤内ヒューズ	※NFブレーカを除く
制御盤内抵抗管	※回生抵抗を除く
かごドア装置用Vベルト・ベルト	
給油器油芯（繊維）	
ドアシュー（戸の脚）	
照明用ランプ・スターター	※ネオン管、インテリア照明、その他特殊な発光体を除く
インジケータ用ランプ	※ネオン管、インテリア照明、その他特殊な発光体を除く
操作盤・乗場押ボタン要ランプ	※ネオン管、インテリア照明、その他特殊な発光体を除く
かご室内停電灯用ランプ	※ネオン管、インテリア照明、その他特殊な発光体を除く
点検用オイル、グリス類	※巻上機ギアオイル及び緩衝器の作動油を除く
ウェス、サンドペーパー	
ビス、ナット、ワッシャー	

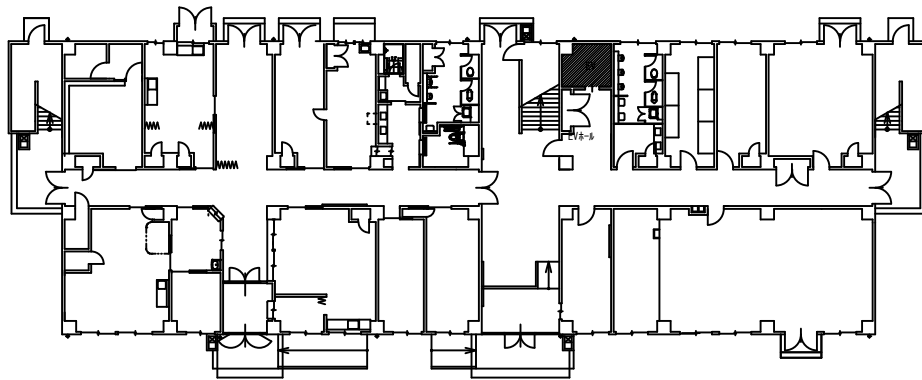
件名	松山（8）エレベーター保守点検		
図面名称	仕様書 3		
縮尺	———	図面番号	4 / 8
松山駐屯地業務隊管理科			



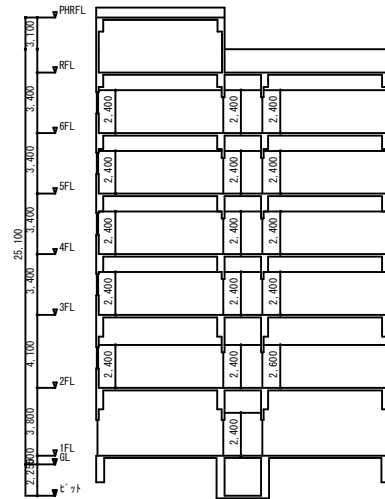
案内図 S=1:10000



配置図 S=1:3000

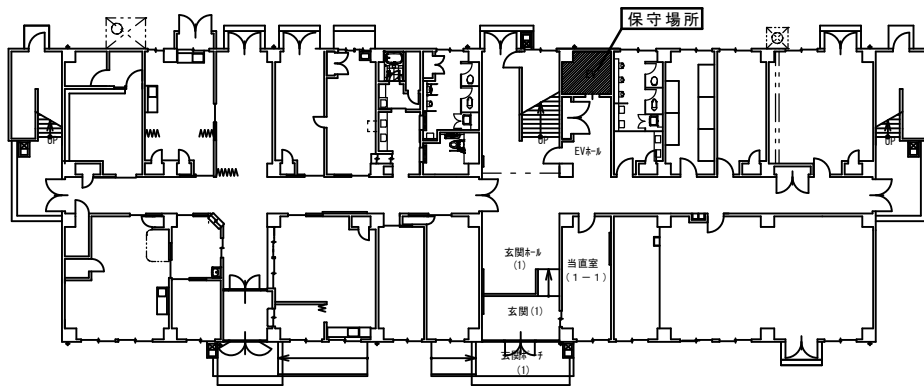


87号隊舎平面図 S=1:400

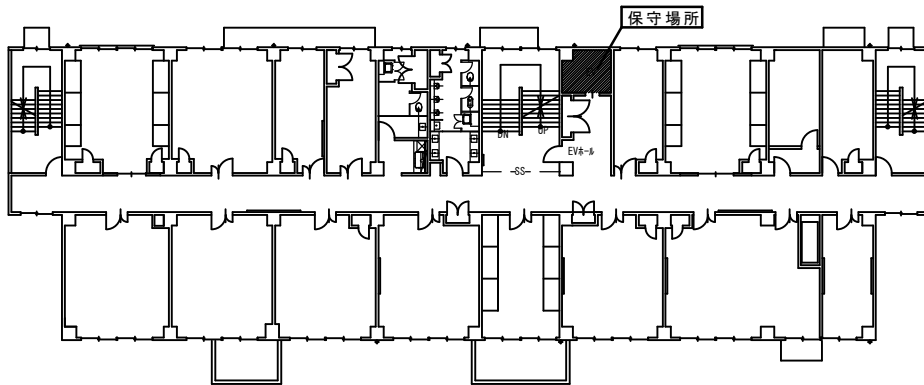


87号隊舎側面図 S=1:400

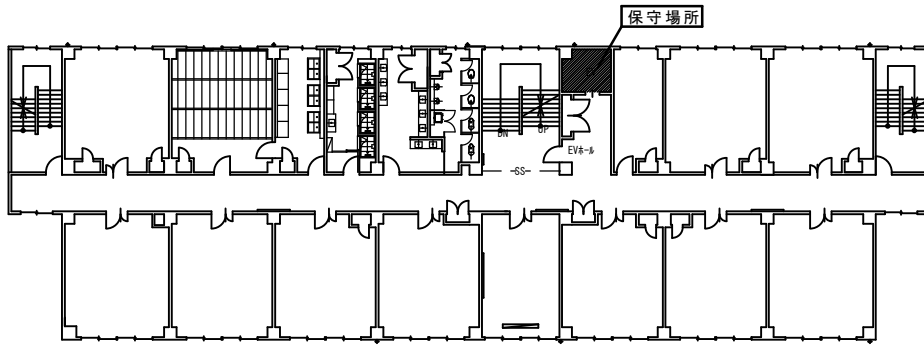
件名	松山(8)エレベーター保守点検		
図面名称	案内図・配置図・平面図・断面図		
縮尺	図示	図面番号	5 / 8
松山駐屯地業務隊管理科			



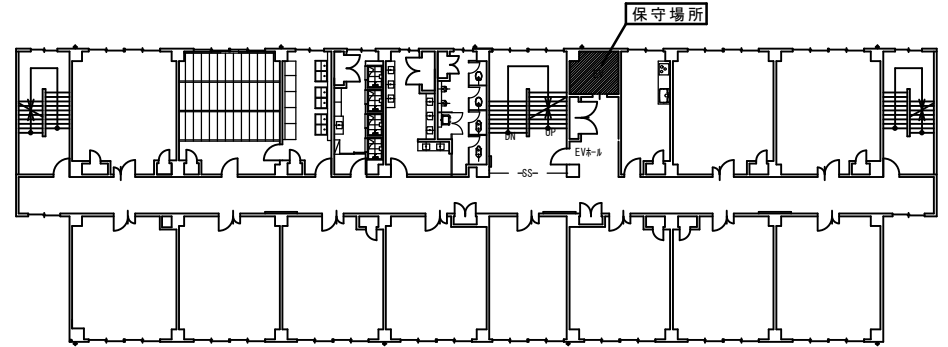
平面図 1階



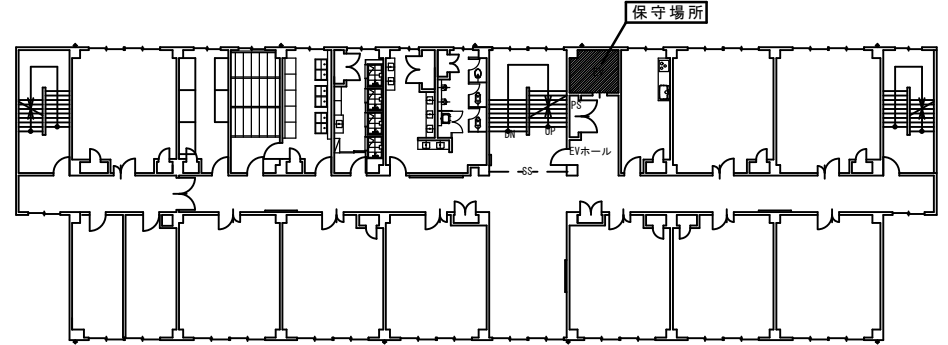
平面図 2階



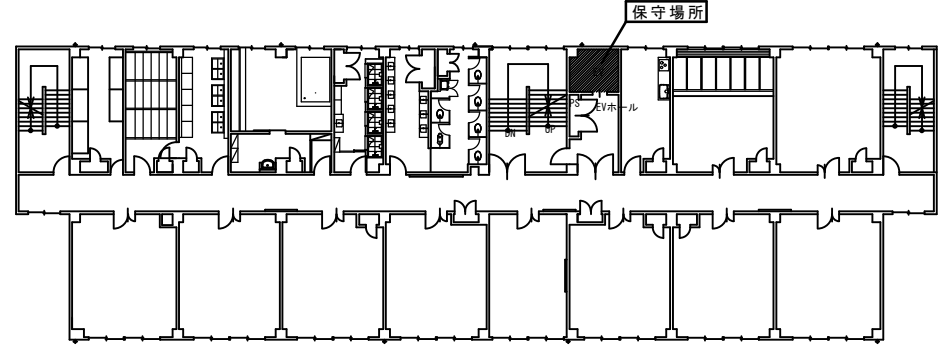
平面図 3階



平面図 4階

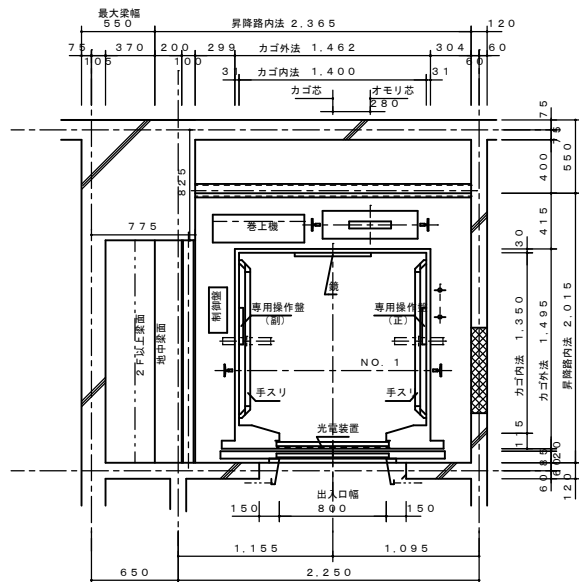


平面図 5階

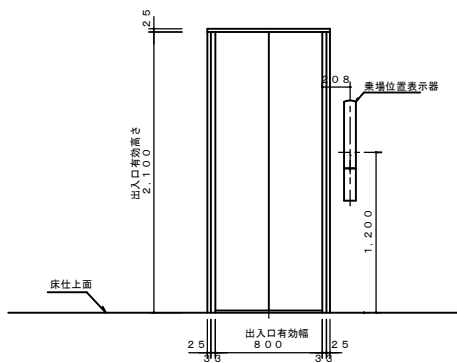


平面図 6階

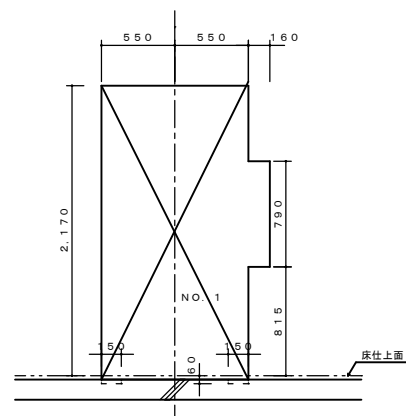
件名	松山(8)エレベーター保守点検		
図面名称	平面図 1階～6階		
縮尺	1 / 400	図面番号	6 / 8
松山駐屯地業務隊管理科			



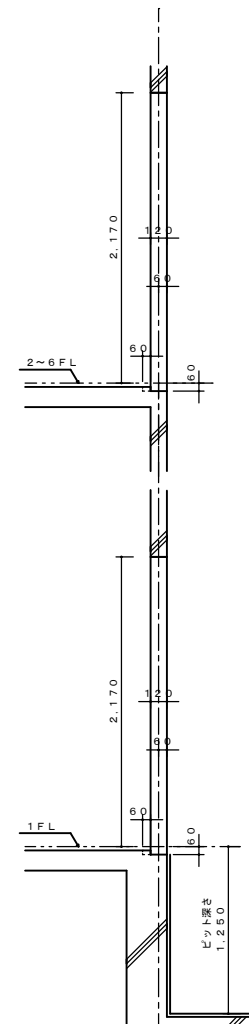
昇降路平面図 1階～6階



乗場正面図 1階～6階



乗場穴明 1階～6階



件名	松山(8)エレベーター保守点検		
図面名称	詳細図 1		
縮尺	1 / 60	図面番号	7 / 8
松山駐屯地業務隊管理科			

